

子育て世帯生活支援特別給付金の申請がお済みでない人へ

給付金の受け取りには申請が必要な場合があります。支給要件を確認の上、早めの申請をお願いします。

☎ 子育て推進課 (☎62-1061)

◆ひとり親世帯 ID 1010608

対 ①～③のいずれかに該当する人

①	令和4年4月分の児童扶養手当受給者
②	公的年金など*を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 *遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償 ^{ほか}
③	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年2月以降の家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準に減少している人 ※同居親族の収入も審査対象 (例) 2人世帯 (母+子1人) の場合 令和2年2月以降の任意の1カ月の収入を12倍した額が 365万円未満

※①は申請不要

◆ひとり親世帯以外 ID 1010749

対 ①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する人

①養育要件	
A	令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者
B	令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月分の児童手当認定者・額改定者
C	令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月分の特別児童扶養手当認定者・額改定者
D	平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの児童を養育している人
②所得要件	
ア	令和4年度分の住民税均等割が非課税であること
イ	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変するなど、住民税均等割が非課税相当の水準に収入が減少していること (例) 4人世帯 (夫婦+子2人) の場合 令和4年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍した額が 232万7千円以下

※①のA～Cかつ②のイに該当する人は申請不要

【共通事項】

申請方法	2月28日(火)までに、申請書(子育て推進課で配布・市HPでダウンロード可)に添付書類を添えて、郵送(〒448-8501 刈谷市役所)または直接、子育て推進課へ。
支給額	対象児童1人につき5万円
他	▶申請不要の人への支払は児童扶養手当などの指定口座へ順次支給します。 ▶申請が必要な人は、申請書の提出からおよそ1～2カ月後に指定の口座に支給します。

◆注意事項

- ▶振込口座の解約・変更などにより給付金の支給ができなかった場合で、2月28日(火)までに口座変更の手続が行われなかった場合は、給付金が支給されません。
- ▶ひとり親世帯への給付金とひとり親世帯以外への給付金を重複して受給することはできません。
- ▶DV被害により児童とともに避難している人へ給付金の支給をする場合、他方の配偶者へは給付金は支給されません。
- ▶本給付金の支給を受けた後に支給対象者に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、返還してもらいます。

詐欺に注意してください!

支給を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。国・県・市などがATMの操作をお願いすることや、申請前に世帯構成や金融機関の口座番号などの個人情報を照会することはありません。